

技術的な向上

多自然川づくりの更なる普及に向けた取り組み

課題

汽水域、溪流部、都市河川等における具体的な技術手法の確立

河川の調査・設計・施工・維持管理の各段階において、多自然川づくりを徹底するための仕組みの確立

多自然川づくりアドバイザー制度の充実

多自然川づくりアドバイザーの人材育成

取り組み

多自然川づくりを現場で実践している有識者を中心に、具体的な技術検討を進める。

- ・体制づくり
- ・仕組みづくり
- ・事業・予算検討
- ・技術基準、資料集等の検討

多自然川づくりアドバイザー制度の拡充

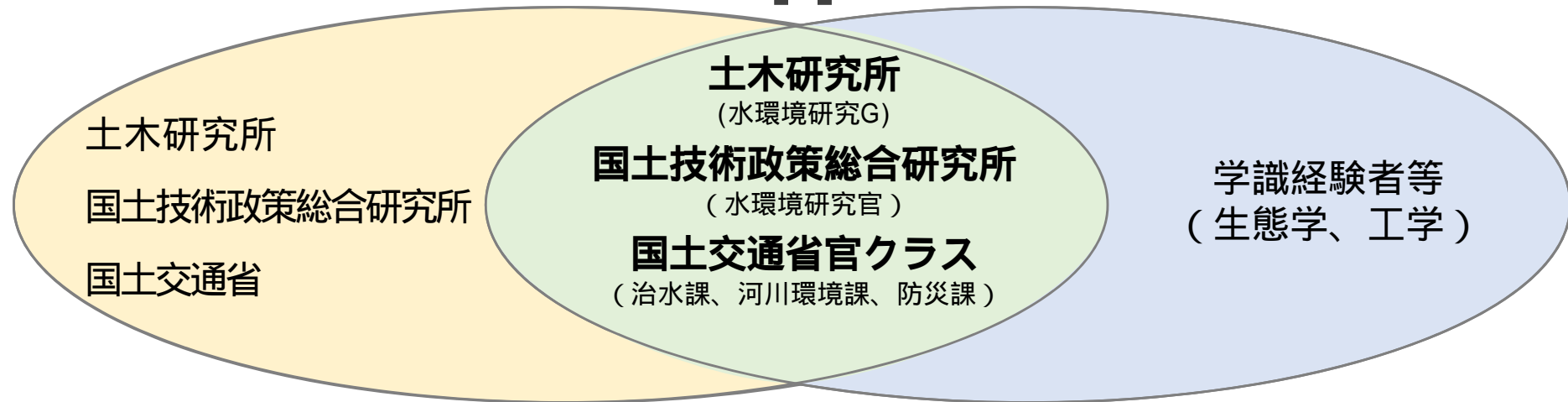
- ・多自然川づくりアドバイザーの人材育成
- ・アドバイザーハンドブックの作成

多自然川づくりの具体的施策の検討の進め方（案）

構成、検討事項

既設の「河川技術連絡会議」等を活用して合意形成を図る

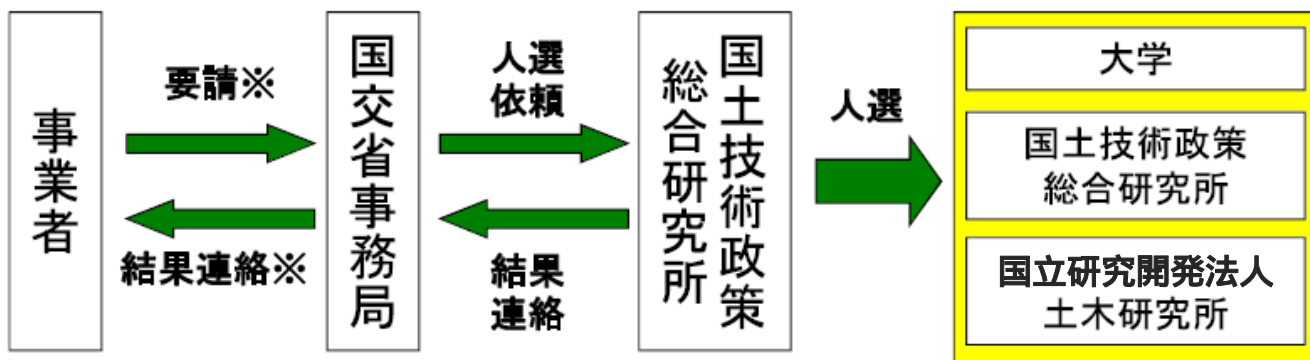
多自然川づくりワーキンググループ



- 体制づくり
- 仕組みづくり
- 事業・予算検討
- 技術基準、資料集等の検討
 - 良好な事例、課題の残る事例の要因分析
 - 大河川、中小河川、都市・汽水域等 河川の特徴や性質に応じた技術検討
 - 景観に関する検討
 - 調査、計画、設計、施工、維持管理の各段階のコンセプト等のチェックリスト検討等

現行の多自然川づくりアドバイザー制度

多自然川づくりアドバイザー制度のスキーム



※地方整備局事務局経由

平成24年度～平成28年度（近5カ年）のアドバイザー

- 国土技術政策総合研究所 河川研究部長（2名）
- 国土技術政策総合研究所 河川研究室長
- 国土技術政策総合研究所 河川研究室 主任研究官（2名）
- 土木研究所 自然共生研究センター 上席研究員
- 土木研究所 自然共生研究センター 主任研究員
- 大学教員（2名）

適用範囲

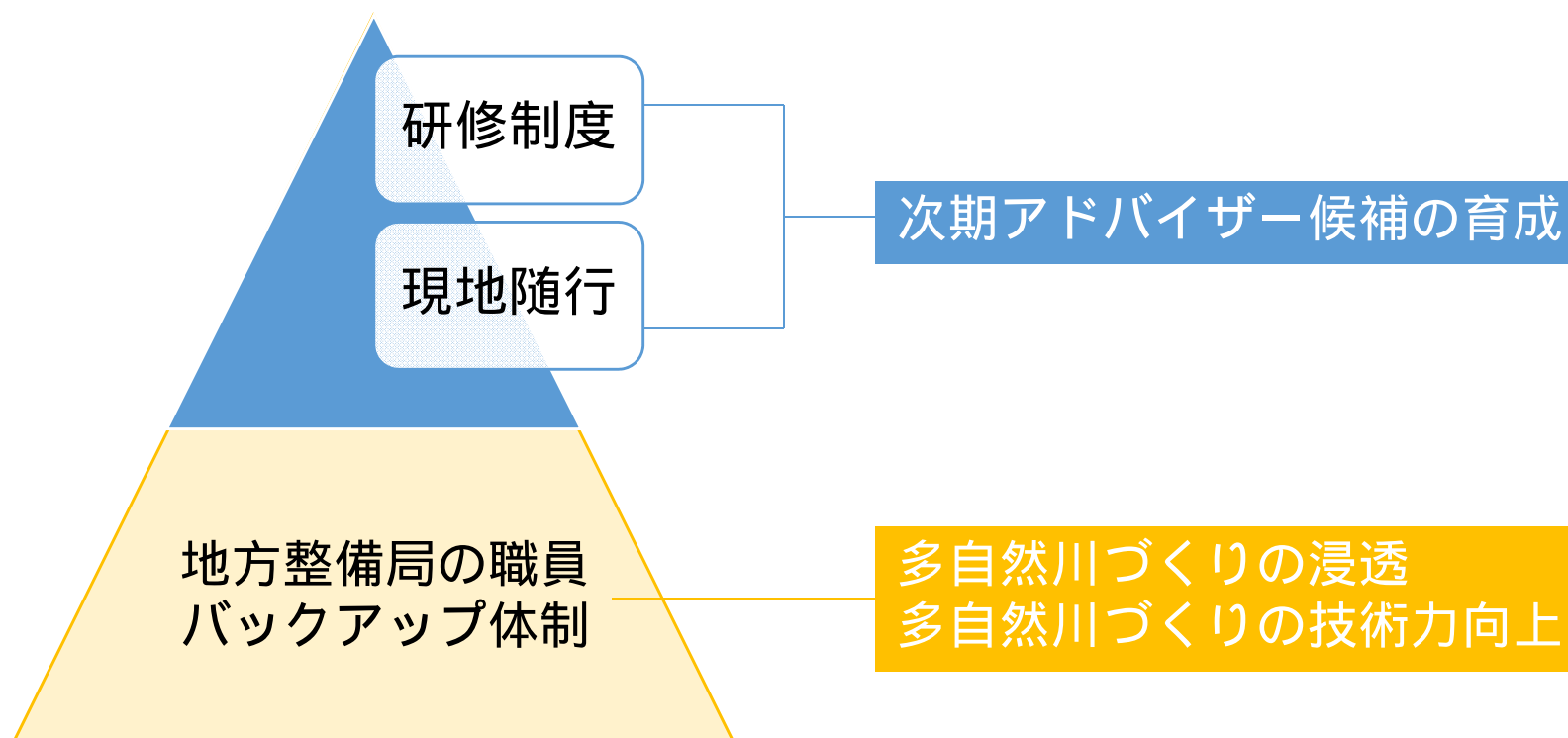
- (1)本制度は、以下に示す事業について適用する。
- 河川激甚災害対策特別緊急事業(激特)
 - 河川災害復旧等関連緊急事業(復緊)
 - 河川等災害関連事業(関連)(一定計画に基づいて実施するもの)
 - 河川等災害復旧助成事業(助成)
- (2)以下に示す事業については、災害の規模、従前の河川環境の状況等を踏まえ、必要に応じ、本制度を活用することができるものとする。
- 河川等災害関連事業(関連)((1)に該当するものを除く)
 - 河川等災害復旧事業(単災)

- 災害復旧事業の河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業では、多自然川づくりアドバイザー制度により、多自然川づくりの考えが浸透していることから、制度をより充実していくことが必要ではないか。
- その前提として、多自然川づくりアドバイザーの人材確保・育成が必要ではないか。

新たな多自然川づくりアドバイザーの育成

多自然川づくりアドバイザーの人材育成と地方整備局への浸透

- 多自然川づくりアドバイザー制度を拡充するにあたり、現在のアドバイザーの人材には限りがあることから、河川に関わる職員（行政・研究）、大学職員等を対象に現アドバイザーによる指導、研修、現地実習等を行うことにより、次期アドバイザー候補を育成する。
- また、アドバイザー派遣時には、該当する地方整備局の職員等（河川環境課、地域河川課を想定）を中心としてアドバイザーのバックアップを行うと同時に、職員へ多自然川づくりの考え方を浸透させる。



新たな多自然川づくりアドバイザーの育成

多自然川づくりアドバイザーハンドブック（仮称）の作成

- 多自然川づくりポイントブックやこれまでの多自然川づくりアドバイザーの基本的な助言事項等の考え方をまとめた「多自然川づくりアドバイザーハンドブック（仮称）」を作成する。

多自然アドバイザーハンドブック（仮称）のイメージ

多自然川づくりアドバイザーの助言事項の対象範囲

多自然川づくりアドバイザーの派遣・助言の流れ

助言にあたっての基本的な共通事項

助言にあたっての留意事項

過去の助言事例とその後の完成事例

事前に準備させておくべき資料